福祉のまちづくりセミナー事業委託業務
公募型プロポーザル企画提案説明書

１　事業名

福祉のまちづくりセミナー事業委託業務

２　目 的

高齢者、障がい者の外出時における移動や施設の利用等に関する心のバリアフリーを幅広く道民に理解してもらうため、道内各地で高齢者、障がい者の疑似体験を通じた学習会のほか、普及啓発活動を実施するとともに、こうした取組を市町村に波及させるため、開催結果をもとに市町村向けの開催手引書を作成する。

３　事業の内容

別添「令和3年度（2021年度）福祉のまちづくりセミナー事業実施要綱」のとおり

４　委託契約の方法等

（1）契約方法

随意契約

（2）契約の相手方の選定

当該委託業務の遂行方法について、企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。

（3）契約の根拠

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

（4）契約期間

契約締結の日から令和4年(2022 年）3月 31 日

（5）契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

（6）契約保証金

ア　契約を締結しようとするものは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ　契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第 167 条の 16 、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 171 条及び第 172 条の定めるところによる。

５　予算額上限

委託料　4，448千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

６　プロポーザル参加事業者の資格要件

(1)複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

(2)コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア　道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただ

し、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ　地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ　北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ　暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア)道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ)本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ)消費税及び地方消費税

キ　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規程による届出

(イ)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規程による届出

(ウ)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規程による届出

ク　コンソーシアムの構成員が単独法人 、又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

7　プロポーザル審査の考え方

審査会等における審査において重視する項目は以下のとおりである。

（1）事業者の業務遂行能力

ア　過去の事業実績や必要な専門知識・技術を有し、本委託業務を遂行するのに必要な体制が確保されているか。

イ　事業実施のスケジュール、経費の積算は妥当か。

（2）事業の実施に関する企画・実行能力

ア　セミナーは、参加者が興味を持ち、心のバリアフリーの理解が深まるような工夫された内容となっているか。

イ　セミナーの周知方法について、多くの方が参加するような工夫されたものとなっているか。

ウ　障がい者スポーツ体験は、2020東京パラリンピックの PR に資する工夫された内容となっているか。

エ　普及啓発は、多くの方が興味を持っていただけるような工夫された内容となっているか。

オ　セミナーや普及啓発における新型コロナウイルス感染症対策は適切か。

カ　手引書は、本委託業務に関するノウハウ等が適切に収録されており、市町村が実施する上で、参考となる内容となっているか。

8　手続き等

（1）担当部局

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係

住　所：〒 060-8588　札幌市中央区北3条西6丁目

電　話：011 － 231 － 4111(代表)　内線 25-613　　（直通）011-204-5267

ＦＡＸ：011 － 232 － 4070

（2）参加資格審査申請書の提出

企画提案をしようとする者は、事前に参加資格審査申請書を提出すること。

ア　提出部数　1部
イ　提出場所　8の（1）に同じ
ウ　提出期限　令和3年(2021 年)4月7日（水）午後5時まで
エ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便）による
オ　申請書の内容　別紙様式による

（3）企画提案書の提出
ア　提出部数　10部
※　事業者名を記入したもの～1部、事業者名を記入していないもの～9部
イ　提出場所　8の（1）に同じ
ウ　提出期限　令和3年(2021 年)4月 16 日（金）午後5時まで
エ　提出方法　8の（2）のエに同じ
オ　企画提案書の内容　別紙様式の記載内容に基づき作成すること。（A4縦版）

（4）参加資格審査申請書及び企画提案書の交付期間及び交付場所
ア　交付期間　令和3年(2021 年)3月 25 日（木）から令和3年(2021 年)4月7日（水）まで
（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）
イ　交付場所　8の（1）に記載する担当部局又は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課のホームページ（ http//www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/nyuusatukekka.htm ）からのダウンロードによる。

（5）プロポーザルに関するヒアリング
企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所については、別途通知する。
なお、ヒアリングには、当該委託業務の責任者となることを予定している者が必ず出席すること。

9　その他

（1）企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。
ア　提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ　虚偽の内容が記載されているもの

（2）プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。
（3）企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。
（4）提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
（5）企画提案の採否については、文書で通知する。
（6）提出された企画提案書は返却しない。